

# 公 示

「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」の公募について

平成24年7月13日

国土交通省 関東地方整備局  
甲府河川国道事務所長  
吉岡大藏

標記について、希望者は下記要領により技術資料を提出されたく公募する。

「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」以下（協定という）の締結は、工事発注でないことから入札は実施しない。

提出された技術資料について、技術審査基準に基づき審査のうえ協定予定区間ごとにそれぞれ基本的に1社を選定し協定を締結する。

## 記

### 1. 協定の概要

(1) 名称 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定

(2) 目的 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の場合に、甲府河川国道事務所が管理または工事中の道路施設等において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策に関し必要な事項を定め、協定者が相互に協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 内容 甲府河川国道事務所管内「一般国道20号、52号、138号、139号」における19区間の「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」の締結

(4) 期間 平成24年9月1日から平成27年8月31日まで

### 2. 技術資料の提出を求める対象者

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 山梨県内の以下に示す市町村に建設業法に基づく本店を有すること。

1) 大月出張所管内の協定締結を希望する会社

上野原市、大月市、都留市、甲州市、笛吹市、西桂町、富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、道志村

2) 大和国道出張所管内の協定締結を希望する会社

大月市、都留市、西桂町、甲州市、笛吹市、甲府市、甲斐市、昭和町、中央市、山梨市、富士河口湖町、富士吉田市

3) 甲府出張所管内の協定締結を希望する会社  
笛吹市、甲州市、山梨市、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、韮崎市、北杜市、市川三郷町、富士川町、南アルプス市、身延町

4) 峡南国道出張所管内の協定締結を希望する会社  
南部町、身延町、早川町、富士川町、市川三郷町、中央市、南アルプス市、甲府市、昭和町、甲斐市、韮崎市

5) 富士吉田国道出張所管内の協定締結を希望する会社  
身延町、市川三郷町、中央市、甲府市、笛吹市、富士河口湖町、鳴沢村、富士吉田市、忍野村、山中湖村、西桂町、都留市、大月市、道志村

(5) 平成9年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

(ア) 道路工事

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事で、当該各工種工事毎における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から選定の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(10) 建設機械及び資材等の手配が容易にできること。

(11) 緊急時に技術者や作業員等が出動出来る体制がとれること。

### 3. 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領を協定の締結希望者に以下のとおり交付する。

1) 交付期間：平成24年7月13日(金)から平成24年7月26日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。

2) 交付場所：①.関東地方整備局 甲府河川国道事務所 交通対策課  
〒400-8578山梨県甲府市緑が丘1-10-1  
TEL 055-252-9581

②.甲府河川国道事務所 ホームページ  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>

(2) 技術資料の作成及び提出

1) 技術資料は、技術資料作成要領に示す様式及び留意事項等に基づき作成すること。

2) 技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参あるいは郵送もしくは託送（配達の記事が残るものに限る）するものとし、メール又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。（郵送もしくは託送の場合は、表に「技術資料在中」と記載し、受付期間に必着とする。）

- ・受付期間：平成24年7月13日（金）から平成24年7月26日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。
- ・受付場所：関東地方整備局 甲府河川国道事務所 交通対策課 専門職  
〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1-10-1  
Tel 055-252-9581

(3) 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付すとともに全頁数を表示し、1部提出すること。  
(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)

#### 4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は以下のとおりとする。詳細については、技術資料作成要領に示すとおり。

評価項目	選定の着目点
(1) 施工実績	①平成9年4月1日以降の関東地方整備局管内における同種工事の施工実績 ②平成14年4月1日以降の関東地方整備局管内における災害応急復旧工事（緊急災）の施工実績
(2) 資格保有者	①一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士資格の保有者数
(3) 安全管理等の状況	①審査基準日における安全管理の状況及び不誠実な行為の有無
(4) 工事成績	①関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事における平成22年度から平成23年度までの工事成績。 ②関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事における優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰、工事成績優秀企業認定の有無 ※該当する表彰年次は技術資料作成要領に示すとおり
(5) 災害時における機動力	①災害出動要請時の作業員配置及び参集状況（協力会社分含む） ①災害時に使用する建設機械の保有状況（契約会社分含む）
(6) 災害時応急対策に関する協定等の締結状況	①他機関と要請が重複した場合の体制
(7) 「難工事」施工実績	①関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事における、過去1年間の「難工事指定」対象工事の施工実績の有無。 ②関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事における難工事功労表彰の有無、 ※該当する表彰年次は技術資料作成要領に示すとおり
(8) 災害時の事業継続力	①関東地方整備局から認定する「災害時の基礎的事業継続力の認定」の有無

## 5. 協定締結者の選定に関する事項

- (1) 協定締結を希望する区間の1箇所または希望を明記の複数箇所について技術資料を提出できるものとするが、復旧活動の確実性の観点から協定区間は1社1区間を基本とする。
- (2) 技術資料に基づき、資格の有無を判断し、資格を有する者の中から協定締結希望区間の重複を考慮し、協定締結を希望する者の少ない区間から順次選定作業を行い、平成23・24年度一般競争入札（指名競争）入札参加資格における名簿順位等を考慮した技術審査結果により協定締結者を選定する。
- (3) したがって、締結者の選定において、技術資料提出者が協定締結希望区間を複数希望した場合の希望優先順位は反映されない場合がある。
- (4) 予定する協定区間に希望者がいない場合は、希望区間以外の区間を担当する場合がある。その場合は、ヒアリングを実施し希望区間以外の協定締結意志を確認して決定する。
- (5) 技術資料に欠落がある場合は選定しない場合があるので注意されたい。
- (6) 選定結果についての通知は、平成24年8月22日（水）を予定している。

## 6. その他

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、当該目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された技術資料は返却しない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、協定締結者とししない。また、虚偽の記載をした者を協定締結者としていた場合には、協定を取り消す。（建築機械・資器材・資格保有者等に関する締結後の小規模な変動は対象外）
- (5) 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、「企業の信頼性・社会性の「地域貢献度」」として加算評価されるものである。